

2021年4月2日版

株式会社USEN Smart Works

第1条 (サービスについて)

USEN GATE 02 Google Jamboard は Google Inc. (以下「特定協定事業者」といいます。) のサービスを、総代理店ベンキュージャパン株式会社より当社が販売パートナーとして提供するサービス (以下「本サービス」といいます。) です。

第2条 (約款の変更)

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、変更後の約款は当社が適当と認める方法により通知するものとします。

第3条 (約款の読替え)

サービス内容、その他の提供条件については、「御見積書」「御申込書」に記載された内容によるほか下記「別記」に定める特定協定事業者の約款 (以下、総称して「特定協定事業者約款」といいます。) を、別紙読替え表を参照するほか当社が再販売事業者であることを前提として適宜読替えて適用するものとし、当社が別に定めた料金表の内容についてはこれを優先して適用するものとします。

第4条 (適用関係)

本サービスに関して、「御見積書」「御申込書」、「本約款」及び「特定協定事業者約款」の規定が抵触するときは、「御見積書」「御申込書」、「本約款」、「特定協定事業者約款」の順に優先して適用するものとします。

第5条 (加入契約申込みの方法)

加入契約の申込みをするときは、本約款の内容を承諾の上、当社所定の御申込書に必要事項を記入し、当社に提出していただきます。

第6条 (加入契約申込みの承諾)

当社は、加入契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

2 当社が、加入契約の申込みを承諾することにより、当社と利用申込者との間で利用契約が締結されるものとします。(当社との間で利用契約を締結した利用申込者を、以下「契約者」といいます。) なお、当社が利用契約の申込みを承諾する日は、当社所定の御申込書を当社が受け付けた日とします。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その加入契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 当社の与信基準を満たせないと当社が判断したとき。
- (2) 御申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (3) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (4) 加入申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (5) 加入申込者が暴力団等反社会的勢力に所属、または関係していると判明したとき
- (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。

4 当社は、前項の規定により、本サービスの加入契約の申込みを承諾しないときは、あらかじめ加入申込者に承諾しない旨を当社所定の方法で通知します。

第7条 （機器の導入）

当社は、特定協定事業者が指定したディストリビューターであるシネックスジャパン株式会社（以下、「ディストリビューター」という）を通じて、契約者が指定する場所へ Google Jamboard および付属品（以下「ハードウェア」という。）を配送します。

第8条 （提供開始日）

本サービスの提供開始日は特定協定事業者からメールにて加入申込者へ通知します。通知後、ハードウェアが契約者の指定した納品場所へ届き、利用開始となります。そのため、提供開始日と利用開始日が異なります。

第9条 （料金の支払い義務）

本サービスの料金は、ハードウェア購入費用、導入設置費用、配送費用および、ライセンス費用とし、契約者は当社に対して、当社の指定する期日までに当社が請求した金額（消費税等相当額を含む）を支払うものとします。

2 銀行振込手数料等支払いに関する費用は契約者の負担とします。

第10条 （申込みの取消し）

加入申込者は、本サービスの申込み後に加入契約の申込みを取消すことは出来ません。

第11条 （最低利用期間および更新）

年間ライセンスの最低利用期間は提供開始日から起算して 1 年間とし、最低利用期間経過後も、契約期間は 1 年単位で更新されるものとします。契約期間内に、当社との加入契約を解除された場合、または契約者の責に帰すべき事由により当社が解除を行った際は、当社が契約者より既に受領した利用料金その他の支払いについての払戻しは一切行いません。

第12条 （契約の追加）

契約者が追加で本サービスの契約を行う場合、追加契約の契約更新は初回契約の更新日に準じます。その場合、更新日までの料金は年間使用料を月割りで算出し一括で支払うものとします。

2 更新日までの期間が 1 ヶ月以上の場合、1 ヶ月に満たない日数分の料金は切り捨てます。

更新日までの期間が 1 ヶ月に満たない場合、1 ヶ月分の料金を支払うものとします。

第13条 （契約者の氏名等の変更）

契約者は、その氏名、名称または住所もしくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに USEN GATE 02 取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の場合には、料金表に規定する一時金を支払っていただきます。

3 第 1 項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第14条 （利用権の譲渡）

利用権（契約者が加入契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利をいいます。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により USEN GATE 02 取扱所に請求していただきます。ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

- 3 前項の場合には、料金表に規定する一時金を支払っていただきます。
- 4 当社は、第2項の請求があったときには、第6条（加入契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 5 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利および義務を承継します。

第15条 （契約者の地位の承継等）

相続または法人の合併もしくは分割等により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併もしくは分割後存続する法人または合併もしくは分割により設立された法人は、当社所定の書類にこれを証明する書類を添えて当社またはUSEN GATE 02取扱所に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同じとします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

第16条 （契約者が行う加入契約の解除）

契約者は、自ら加入契約の解除を行う場合、解除日を指定し、その1ヶ月前までに当社所定の書面によりUSEN GATE 02取扱所に通知する（当社に書面が到達したことをもって通知がされたものとみなします。）ものとします。なお、指定の解除日に当社にて解除処理ができない場合、当社にて解除日を指定し利用契約を解除するものとします。

第17条 （当社が行う加入契約の解除等）

当社は、第19条（利用停止）の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、当該利用停止が終了したのちに本サービスを再び利用した際に、利用停止の原因となった事実と同一または類似の事実を行ったときは、その加入契約を解除することができます。

- 2 当社は、前項の規定により、その加入契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことを当社所定の方法によりその契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第18条 （付加サービス）

本サービスには、料金表に定める付加サービスがあります。

- 2 各付加サービス利用料の支払方法は、本サービスに準じます。

第19条 （利用停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、当社が指定する支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 料金その他の債務の決済に使用する預貯金口座の利用が認められないとき。
- (3) 契約申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
- (4) 電話、FAX、電子メール、郵便等による連絡がとれないとき。

- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、原則としてその理由、利用停止をする日を当社所定の方法により契約者に通知します。ただし、やむを得ない場合および前項第4号に該当する場合は、この限りではありません。

第20条 （割増金）

契約者は、料金その他の債務の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れ

た額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第21条 （遅延損害金）

契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなおお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第22条 （契約者の切分責任）

契約者は、本サービスを利用することができなくなったときは、契約者に係る設備に故障等のないことを確認のうえ、当社指定のテクニカルサポートへ問い合わせるものとします。

第23条 （免責）

当社は、明示、黙示を問わず、本サービスの完全性、正確性、適合性、確実性、有用性等いかなる保証を行うものではありません。

2 当社は、本サービスの提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、本サービスを通じて提供される情報等の消失、その他本サービスに関連して発生した契約者又は第三者（従業員を含む）の損害について、理由の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。

3 当社は、本サービスに関して契約者及び第三者（従業員を含む）に生じた営業価値の損失、使用機会の逸失、業務もしくはサービスの中断・停止又はあらゆる種類の損害（間接損害、特別損害、付随損害、派生損害、逸失利益を含むが、これに限られない）を含め、たとえこれらの損害の可能性を事前に通知されていたとしても、一切の直接的、間接的、特殊的、付随的又は結果的損失、損害について一切の責任を負わず、第三者のいかなるクレームについても責任を負わないものとします。

第24条 （承諾の限界）

当社は、契約者から本約款の規定に基づく請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその契約者に通知します。ただし、この約款において特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第25条 （反社会的勢力に対する表明保証）

加入申込者は、加入契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく加入契約を解除することができるものとします。

- (1) 反社会的勢力に属していること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3) 反社会的勢力を利用していること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用

いたこと

第26条 （再委託）

当社は、本サービスの履行上必要となる管理業務（請求、回収等の業務を含むが、これに限らない）の全部又は一部を株式会社 USEN ICT Solutions（本店所在地：東京都品川区上大崎三丁目1番1号）、又はその他当社が指定する第三者に再委託することができるものとします。

第27条 （個人情報の取扱い）

当社は、当社の定める「個人情報の取扱いについて」に基づき個人情報の取扱いを行います。

第28条 （個人情報の共同利用）

前条に定めるほか、当社は、本サービスの提供に必要な場合、個人情報を特定協定事業者（特定協定事業者の業務委託先を含みます。）と共同利用することがあります。

第29条 （個人情報の委託）

当社は、本サービスに関する業務を第三者に委託することがあります。なお、契約者は、当社が本サービスに関する業務を第三者に対して委託することを予め異議なく承諾するものとします。

第30条 （準拠法）

本サービス契約約款の準拠法は、日本国の法令とします。

第31条 （合意管轄）

当社は、契約者と当社の間でこの約款に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別記

1. 本サービスにおける特定協定事業者約款

・ G Suite via Reseller Agreement

https://gsuite.google.com/intl/en/terms/reseller_premier_terms.html

（参考日本語訳 「販売代理店経由の G Suite 契約」

https://gsuite.google.com/terms/reseller_premier_terms.html）

・ Google Cloud Devices: Technical Support Service Guidelines

https://gsuite.google.com/terms/jamboard_tssg.html

2. 料金表（すべて税抜き表示）

第1表 基本利用料

| サービス | 単位 | 料金額 |
|--------------------------|-------|----------|
| Google Jamboard 本体購入費用 | 1台ごと | 450,000円 |
| Google Jamboard 導入設置費用 | 1台ごと | 別途見積 |
| Jamboard ソフトウェアライセンス（年額） | 1契約ごと | 77,000円 |

第2表 付加サービス利用料

| サービス | 料金額 |
|----------------|-----------|
| キャスター付きスタンド | 173,000 円 |
| タッチペン (6 本セット) | 15,000 円 |
| 消しゴム (2 個セット) | 9,000 円 |

第3表 一時金

| 料金種別 | 単位 | 料金額 |
|-----------------|-------|---------|
| 契約者の氏名等の変更に係るもの | 1契約ごと | 0 円 |
| 利用権の譲渡に係るもの | 1契約ごと | 5,000 円 |

※本約款に定めのない料金等は、「御見積書」・「御申込書」に定めるところによります。

(以下余白)

別紙 【読替え表】

第1表 特定協定事業者約款中の表記の読替え

| 対応する特定協定事業者約款の表記 | 当社の提供するサービスにおいて 読替えて適用される表記 |
|------------------|--------------------------------|
| Google Inc. | 株式会社USEN Smart Works |

第2表 対象となるサービスの読替え

| 対応する特定協定事業者サービス | 当社の提供するサービス |
|-----------------|------------------------------|
| Google Jamboard | USEN GATE 02 Google Jamboard |

(以下余白)